

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 56 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 57 年 10 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年ごろから 58 年ごろまで
② 昭和 58 年ごろから 60 年ごろまで
③ 昭和 60 年ごろから 62 年ごろまで

申立期間①には、A 社に正社員として勤務し、販売営業の仕事に従事していた。

申立期間②には、B 地区にあった「C」又は「D」という名称の事業所に勤務し、販売営業の仕事に従事していた。

申立期間③には、事業所名及び事業主の氏名は記憶していないが、運送会社に勤務していた。場所は、E 地区又は F 地区だったと思う。

いずれの期間も勤務していたことは確かであり、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の当時の経理担当役員及び庶務人事統括部長を含む複数の同僚の記憶から、申立人は、少なくとも昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日までの期間において、同社に正社員として勤務していたものと推認できる。

また、当該複数の同僚は、「A 社では、正社員については、職種や勤務形態によって厚生年金保険の加入の取扱いが異なることは無く、全員が厚生年

金保険に加入していた。」と述べているところ、複数の同僚が記憶する当時のA社の正社員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社では、ほぼすべての正社員が厚生年金保険被保険者資格を取得していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年10月1日から57年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種であったことが確認できる同年代の同僚のA社におけるオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の被保険者名簿には、当該期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年10月から57年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、「B地区にあった事業所で、販売営業の仕事に従事していた。」と述べているのみで、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、事業所名についての記憶も定かではないことから、事業所を特定することができない。

また、申立人が記憶する事業所名と酷似する事業所名で、かつ、B地区内の適用事業所の事業主及び申立期間②に同社に勤務していた数十人の者に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった上、申立人が記憶する事業所名と類似するG県の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらなかった。

申立期間③については、申立人は、事業所名及び事業主の氏名を記憶しておらず、事業所の所在地についての記憶も定かではないことから、事業所を特定することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人が申立期間③と一緒に勤務していたと述べている同僚についても、申立内容と合致する適用事業所において被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人は、「事業所の場所は、E地区又はF地区だったと思う。」と述べていることから、これらの地区の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 2 月 28 日から同年 3 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格喪失日に係る記録を同年 3 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 C 出張所における資格喪失日及び同社 D 出張所における資格取得日に係る記録を同年 10 月 21 日に訂正し、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 35 年 2 月、同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 28 日から同年 3 月 21 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私は、昭和 32 年に A 社に入社し、平成 3 年に退職するまで継続して勤務していた。勤務形態や雇用条件に変更は無かったので、申立期間について、それぞれ厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当該期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社D出張所から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所としての記録が無いことが確認できることから、申立人及び複数の同僚の記憶から、同社同支店には、当該期間においても常時5人以上の社員が勤務していたものと推認できることから、同社同支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人及び複数の同僚の記憶から、申立人は、昭和32年7月に既にA社B支店に勤務していたものと考えられることから、申立人の同社同支店における資格取得日は、申立人の同社D出張所における資格喪失日と同日の同年7月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当該期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B支店から同社C出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、昭和35年3月19日にC市に転入したことが確認できること、及び当時のA社の給与の締め日が毎月20日であったと考えられることなどから、申立人の同社B支店における資格喪失日は、申立人の同社C出張所における資格取得日と同日の同年3月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和35年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人が所持する昭和35年10月21日付けのA社D出張所発令の辞令、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当該期間において、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和35年10月21日にA社C出張所から同社D出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和35年10月及び同年11月の標準報酬月額については、前述の辞令及び申立人のA社D出張所における同年12月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和50年5月1日に、A社から同社の親会社であるC社（現在は、D社）に転勤となり、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和50年5月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日は昭和50年4月30日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島国民年金 事案 653

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年9月まで
私は、勤務していた会社が倒産後、厚生年金保険から国民年金への切替
手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。
申立期間が未加入となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、昭和46年4月8日に資格を喪失し、62年10月19日に資格を取得するまでの間、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期及び納付金額等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、平成3年にA社に入社した際、総務の担当者に、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するよう勧められた。過去2年分の国民年金保険料を数回に分けた納付書を発行してもらい、納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間当時、申立人が居住していたB市、C市及びD市においても、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続、納付金額及び納付場所等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月ごろから 44 年 1 月ごろまで
② 昭和 44 年 7 月ごろから 49 年 9 月ごろまで
③ 昭和 50 年 9 月ごろから 51 年 4 月ごろまで
④ 昭和 51 年 9 月ごろから 55 年 12 月ごろまで

申立期間①については、トラックの運転手としてA社（現在は、B社）C営業所で、申立期間②、③及び④については、現場作業員としてD社で、いずれも厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「入社直後の交通事故により、実際の勤務期間は短期間であった。給与を受け取ったかどうかとも記憶していない。」と述べている。

また、B社の事業主に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった上、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により申立期間①において被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社は、申立期間①当時、厚生年金基金に加入していたところ、企業年金連合会が保管する加入員台帳には、申立期間①に係る申立人の加入記録は確認できない。

申立期間②、③及び④については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 53 年 1 月 20 日から 54 年 4 月 14 日までの期間及び 55 年 5 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間において、D社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和44年7月ごろからD社に勤務していたと述べているところ、同社に係る商業登記簿謄本及びオンライン記録によれば、同社は46年3月に設立され、同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②には同社が適用事業所でなかった期間が含まれている上、同社の設立時の経緯を記憶している同僚は、「会社の設立以前から、申立人が正社員として在籍したことは無かった。」と述べている。

また、前述の雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間④のうち、昭和51年11月20日から52年3月30日までの期間及び同年6月1日から同年8月14日までの期間において、D社とは別の厚生年金保険が未適用の2事業所に勤務していたことが確認できるなど、D社に勤務していた期間についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人は、D社では現場作業員だったと述べているところ、複数の同僚は、「D社では、施工管理の技能を有する者は正社員として厚生年金保険に加入させていたものの、現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べており、元経理担当者も、「現場作業員の給与から厚生年金保険料を控除した記憶は無い。」と述べている上、同社の元事業主に照会しても、申立人の申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、昭和 31 年 4 月ごろ、A 県 B 市にある C 社 D 営業所に半年契約の季節労働者として入社し、巡回指導等の業務に従事しながら同年 10 月ごろまで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社 D 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同僚と記憶する二人の氏名が記載されていることから、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社 D 営業所は、昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社同営業所の事業を承継した E 社では、「当時、半年契約の季節労働者については、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。」としている上、前述の同僚とは別の同僚二人は、「当時、会社には半年契約の季節労働者として、複数の短期指導員が勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。会社は、短期指導員については、いったん解雇した後、通年雇用の常置指導員として再雇用し、その段階で初めて、厚生年金保険に加入させていた。」と述べている。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人及び同僚が記憶する短期指導員二人についても、C 社 D 営業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 6 月に A 社を設立し、代表取締役として同社の経営に携わってきた。設立当初から、代表取締役の報酬を月額 30 万円と定めてきたので、申立期間の標準報酬月額が 20 万円台になっていることに納得できない。当時の資料は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を 30 万円と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社から支給されていた報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、A 社は既に営業を休止し、賃金台帳等の関連資料は廃棄されている上、申立期間当時、同社の社会保険事務手を代行していた社会保険労務士事務所及び会計事務に関与していた税理士事務所においても関連資料が保管されていないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、さかのぼって訂正された形跡は無く、記載内容に不合理な点もみられないことから、社会保険事務所（当時）が、13 年間に及ぶ標準報酬月額の算定において、誤って事務処理を行っていたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月までのオンライン記録上の標準報酬月額は 20 万円となっており、当該記録は、当時の標準報酬月額の上限額（20 万円）と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の代表取締役であることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日まで
私が所持している源泉徴収票に記載されている「支払金額」を 12 で除した金額と、「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額とに差が生じているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の可否を判断することとなる。

申立人が所持している申立期間に係る源泉徴収票の支払金額欄に記載された金額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、オンライン記録上の標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の各保険料額に雇用保険料額を加えた年額とほぼ等しくなることから、事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を申立人の給与から控除していたものと考えられる。

また、申立期間当時、社会保険事務を担当していた者は、「当時の報酬月額は、毎年5月から7月までの給与総支給額の平均とされており、そのとおりに社会保険事務所（当時）に届け出ていた。給与総支給額と標準報酬月額

に差があるのは、申立人は歩合制の給与形態で、月々の給与総支給額の変動が大きかったためだと思う。」と述べている。

さらに、申立事業所の承継事業所では、申立期間当時の資料等を保管しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから33年2月ごろまで
私がA社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の回答書及び申立人から提出された修了證書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が同僚と述べている者の連絡先は不明であり、当時の状況を確認することができない上、A社が適用事業所となった昭和33年11月1日に被保険者資格を取得した複数の従業員は、「会社が適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。